

発行所

株式会社 F P シミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☞ 源泉所得税を徴収しなくてもよい？

Q：私は、会社の経理を担当していますが、社員の一人が、今月から源泉所得税を差し引かず、給料の全額を支給してほしいと言ってきました。

社員の申し出どおりに全額を支給してもよいのでしょうか。

A：給料については必ず所得税を源泉徴収しなければなりません。

【解説】

所得税は、本来は一人一人が毎年1月1日から年末までの1年間の所得とそれに対する税額を計算し、納付するものです。これを確定申告といいます。みんなが年に1回、限られた期間中に税務署に行くとなると税務署の窓口は大変なことになります。

そこで、給与については支払いをする側が、支払いの際に一定の方法で所得税を天引徴収して預かり、定められた期日までに納付することによってその支給した給与については確定申告の代わりとすることとしています。この天引徴収をする者を源泉徴収義務者といい、サラリーマンの場合は会社がそれにあたります。

ご質問の社員の申し出は、自分で税務署へ確定申告に行くので、源泉徴収はしないでもいいとのことだと思いますが、現在の税法の規定では、給与である限り支払者である会社に源泉徴収の義務があります。

したがって、社員の申し出は認められず、会社が必ず所得税の源泉徴収をしなければならないわけです。

